

スクールバス運行等支援の拡充について

【担当省庁】文部科学省

市町村における取組

(現状・課題)

スクールバスの購入及び運行委託等に対する補助は、へき地児童生徒援助費等補助金に基づいて行われている。この補助金は、へき地等における義務教育の円滑な実施を目的として、都道府県や市町村が負担するスクールバスの購入費や遠距離通学費などの費用を国が補助するものである。ただし、遠距離通学児童・生徒（通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒）の通学に要するものという要件がある。

現在、町では小学校の統合を進めており、一部4 kmを超える地域はあるが、近年の気候変動により夏の暑さは過酷さが増している中、4 kmの通学距離を毎日徒歩で通学することは危険を伴うため、スクールバスを運行する地域を広げる方向で検討している。さらに、児童が少ない地域では、低学年が数人または1人で下校することが多いため、スクールバスの必要性は高まっている。

購入に係る経費又は運行の委託料を町費のみで負担するのは、財政的に非常に厳しい状況である。

小学生が4kmの距離を徒歩で通学することには、以下の課題がある。

- ・ 小学校の運動会で実施されるマラソン大会の距離は、高学年でも概ね2km程度であることから、4kmという距離は、低学年児童にとって、大人のマラソン大会に匹敵するほどの長距離と言える。
- ・ 通学路の環境として、道路の横断や交通量の多い箇所、日陰の少ない場所や、歩道が整備されていない場所など、児童にとって負担が大きい環境が含まれている割合が高くなる。
- ・ 4kmの距離を歩く場合、1時間程度かかることも想定される。長時間の歩行は、児童の体力的な負担となるだけでなく、学習時間や自由時間の減少にもつながる。
- ・ 夏季の暑さや冬季の寒さ、雨や雪などの悪天候時は、児童の体力的な負担がさらに増し、健康面への影響も懸念される。

国にお願いすること

小・中学校等の児童生徒の通学条件を緩和し、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、スクールバスの運行等に対する支援がますます必要になっている。
については、へき地児童生徒援助費等補助金の拡充を、以下のとおり要望する。

(1) 遠距離通学児童・生徒の要件を、「通学距離が4 km以上の児童及び6 km以上の生徒」だけでなく、「学校統合によりこれまでの通学最長距離より通学距離が長くなる児童生徒」を加えること。

※学校統合が進む要因にもなる。

(2) 運行委託料に係る期間を、「5年間」より延長する。

【担当部署】 田原本町教育委員会事務局 教育総務課